

大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）の概要

1、計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びシカと人間の長期にわたる安定的な共存を図るため、平成14年度からシカ保護管理計画（第1期、第2期、第3期）、平成27年5月29日からはシカ第二種鳥獣管理計画（第3期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、農林業被害額は全体としては減少傾向にあるが、依然として被害が深刻であると感じている農家がある。

第3計画が平成29年3月31日で終了することから、継続して第4期計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

2、計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

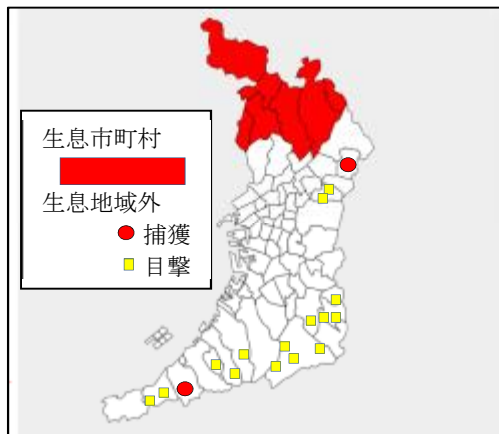
3、管理区域

大阪府全域

4、現状

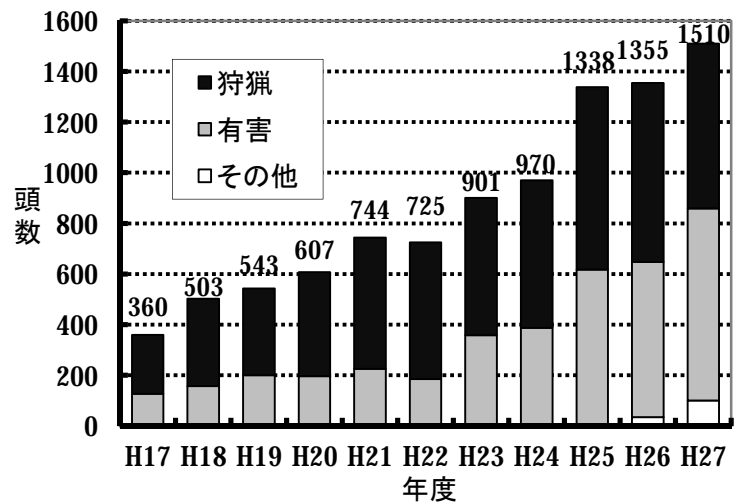
◆生息区域

淀川以北に生息。近年、生息地域以外でも捕獲や目撃が報告されている。



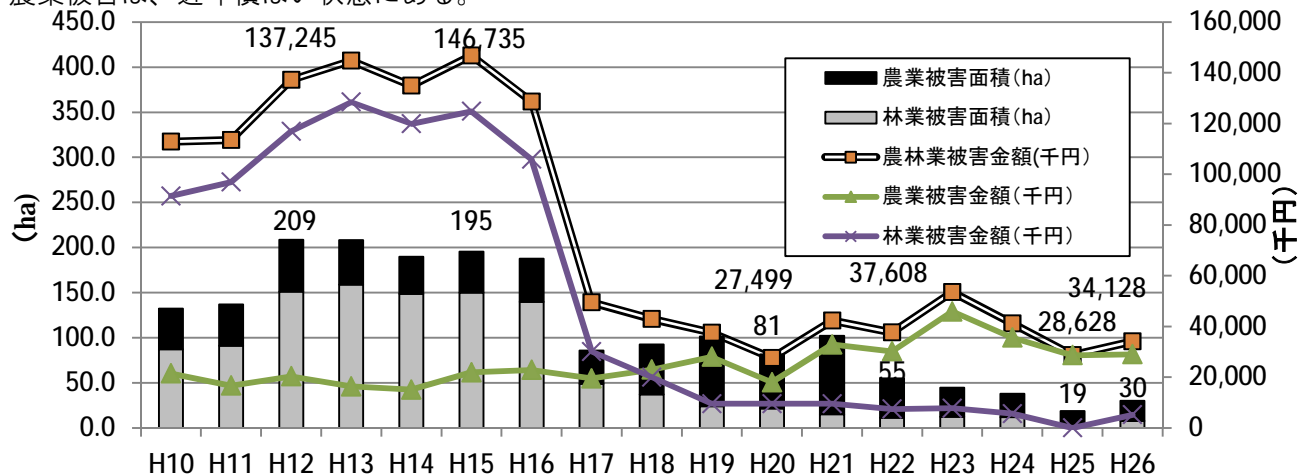
◆捕獲頭数

捕獲頭数は年々増加。平成27年度は1,510頭捕獲。



◆被害金額

農業被害は、近年横ばい状態にある。



※平成21年度より被害の算定方法を変更。

※林業被害額は、新規植栽の減少により急減

5、管理の目標

シカ生息地域での平均密度を 10 頭/km² 以下とする。(平成 27 年度: 15.6 頭/km²)

年間 1,400 頭(平成 25 年度から平成 27 年度までの平均捕獲数)以上の捕獲をしながら、モニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

6、数の調整に関する事項

管理の目標を達成するため、捕獲推進の取組みとして、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制を以下のとおり緩和する。

◆捕獲数の制限

	制限緩和前	制限緩和後
銃猟	1 日 1 頭	オス: 1 頭※ メス: 無制限
わな猟	1 日 1 頭	オス: 無制限 メス: 無制限

※グループで銃猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。

◆狩猟期間(シカ)の延長

期間延長前	期間延長後※
11 月 15 日から 2 月 15 日まで	11 月 15 日から 3 月 15 日まで

※イノシシの狩猟期間延長は、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第3期)に基づく。

◆くくりわなの径の制限解除

制限解除前	制限解除後
直径 12 cm 未満に限る	無制限※

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大阪府ツキノワグマ出没対応方針」にしたがうものとする。

7、その他管理のために必要な事項

◆森林の整備

大規模な伐採等による草地化は、シカの餌量を増やし、個体数の増加につながる可能性があることから、現地の状況に合わせて実施時期や規模などを検討する。

◆誘引物・誘引環境の除去

未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、シカを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

8、生息地の保護及び整備に関する事項

◆被害防除対策

農林業被害の防止を図るために、防鹿柵の設置、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。

◆モニタリング

シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、農林業や植生被害の程度等についてモニタリングし、管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。